

令和3年6月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年6月7日（月） 開会 午後2時 1分
閉会 午後2時33分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年6月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年6月7日(月))

委員長

1 6月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、6月定例会議案に提案させていただき議案について、説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年6月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

6月定例会議案に提案を予定している議案は、予算1件、条例10件、工事契約の締結1件、訴えの提起1件、事件議決1件の計14件である。また、議案以外では、予算繰越報告などの報告事項が26件あり、合わせて40件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

初めに予算については、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置等に伴う外出自粛や酒類の提供自粛等により、影響を受けている県内事業者への支援に要する経費や感染拡大防止対策の実施に要する経費などについて補正予算を形成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、121億498万6千円となったところである。

次に、条例については一部改正条例が10件である。主なものとしては、屋外広告物法の一部改正を踏まえ、屋外広告物の禁止地域に田園住居地域を追加するとともに、屋外広告物を表示する者等に、点検義務を課すなどの埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例がある。

工事契約の締結については、県東部地域特別支援学校(仮称)の新築工事にかかわるものである。

訴えの提起については、県営住宅の明け渡し等を求める訴訟を提起することについて、議決を求めるものである。

事件議決は、首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について議会の議決を求めるものである。

以上、概要ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させる。よろしく願います。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和3年6月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと思います。

1ページの1番から2ページの11番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、資料2及び3により説明させていただきます。

2ページの12番「工事請負契約の締結について」である。こちらは、令和5年4月改装予定の県東部地域特別支援学校(仮称)の新築工事を行うもので、工期は令和4年12月23日までとなっている。別にお配りしている令和3年6月定例会工事請負契約一覧表にあるとおり、契約の相手方は、小川工業株式会社及び株式会社吉田工務店、請負金額は14億8,500万円である。

資料1に戻っていただき、3ページの13番、「訴えの提起」についてである。こちらは、県営住宅に不正に入居している者2名に対して、住宅の明け渡し等を求める訴えを提起するものである。

14番は「事件議決」である。首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意については、首都高速道路株式会社による料金制度等の変更に同意することについて、議会の議決を求めるものである。

4ページからは報告事項である。1番から次ページ6番までは「予算繰越報告」である。6ページの7番は「法人の経営状況報告」であり、埼玉県住宅供給公社をはじめ、合計20法人である。なお、埼玉県立大学など5法人については、9月定例会での報告を予定している。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。資料2、条例案の概要を御覧願う。1番の「埼玉県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、法人事業税について電気事業法に基づく特定卸供給事業に係る課税方式を規定等するために改正を行うものである。2番の「埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、婦人保護施設が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができるようにするための改正等を行うものである。2ページ3番「埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、理学療法士等修学資金の返還免除の要件を改める改正を行うものである。4番の「埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、条例で定める保護施設等に係る運営に関する基準を改定するものである。5番「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、事業者等が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができるようにするための改正等である。6番の「児童福祉法施行条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、事業者等が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができるようにするための改正等である。4ページの7番、「埼玉県中山間地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域の定義として引用する法律を改めるものである。8番の「埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例」は、道路法等の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準等を新設等するための改正である。次のページの9番、「埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法の一部改正を踏まえ、屋外広告物の禁止地域に田園住居地域を追加するとともに、屋外広告物の倒壊等による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示する者等に点検義務を課すことなどをするための改正である。10番の「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医等に対する介護補償の額の改定等するものである。条例については以上である。

続いて、補正予算案を御説明申し上げます。資料3、「令和3年度6月補正予算案の概要」を御覧願う。この補正予算案は、副知事から説明があったとおり、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置等に伴う外出自粛や酒類の提供自粛等により影響を受けている県内事業者への支援に要する経費、さらには、感染拡大防止対策の実施に要する経費などについて、補正予算を編成したものである。補正予算の規模は一般会計で121億498万6千円となっている。

それでは、3の内容について御説明申し上げます。

まず、1つ目の〇、感染拡大の影響を受けている事業者への支援についてである。令和3年4月から6月に実施されたまん延防止等重点措置等の影響を受けた県内事業者を支援するため、新たに2つの協力支援金を給付するものである。1つ目の外出自粛等による影響を受けている事業者への支援については、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響により、月間売上げが、前年又は前々年同月比で50%以上減少した県内事業者を対象に、国が給付する月次支援金に対して、県独自に加算して協力支援金を給付するものである。2つ目の酒類の提供自粛等による影響を受けている酒類販売事業者への支援に関しては、酒類の提供自粛等による影響により、月間売上げが、前年又は前々年同月比で30%以上減少している酒類販売事業者等を対象に給付するもので、国が給付する月次支援金に対して、県独自に加算するとともに、月次支援金の給付対象外となる事業者の一部まで対象事業者を拡大して協力支援金を給付するものである。なお、これら2つの協力支援金については、対象期間となる4月から6月の3か月分をまとめて1回で給付することとしている。感染防止対策の強化等に取り組む宿泊事業者等への支援については、外出自粛の影響を受ける宿泊事業者に対して、感染防止対策に資する物品の購入等に要する経費へ助成するものである。感染防止対策に取り組む地域公共交通事業者への支援については、業種別ガイドラインに準じた感染防止対策などを実施し、こうした対策について利用者等に周知した上で、運行を継続する地域鉄道や路線バス、タクシーの公共交通事業者に対して、支援金を給付するものである。県公式観光サイト、ちょこたび埼玉を活用した県産品製造事業者への支援については、ちょこたび埼玉に挙げるECサイトを活用した県産品の販売を促進し、コロナ禍で影響を受けた県産品製造事業者を支援するものである。

次に2つ目の〇、感染拡大防止対策の実施についてである。高齢者・障害者入所施設及び通所施設の職員に対するPCR検査の実施については、引き続き感染拡大防止を図るため、検査対象施設を通所施設にも拡充した上で、集中検査を実施するものである。

次に3つ目の〇、その他についてである。保護者が負担する修学旅行キャンセル料への支援については、県立学校において、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止又は延期に伴い、発生したキャンセル料について保護者負担の軽減を図るため県が負担するものである。生活困窮者の自立に向けた支援体制等の強化については、生活困窮者の支援の強化を図るため、町村部の相談窓口の自立相談支援員を増員するとともに、市の生活困窮者への自立支援の強化に係る経費を助成等するものである。県内農畜産物の競争力強化に向けた取組への支援については、国の補助制度を活用し、総合的なTPP等関連大綱に基づく事業者を支援するもので、和牛の輸出拡大を図るための畜産物輸出コンソーシアムの取組や県産加工用米の利用拡大に必要な施設整備などに対して、県が助成するものである。

4、財源についてだが、今回の補正では全額国庫支出金を充てている。資料4は補正予算案を歳入款別、歳出款別、歳出性質別に整理したものである。後ほど御覧いただきたいと存じる。

以上が6月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしくようお願い申し上げます。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、6月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 6月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、県民2名、民主フォーラム2名、公明1名、共産党1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民2名、県民1名。4日目、自民2名、民主フォーラム1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、休日を除いた開会日前日に当たる6月11日(金)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案ではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。したがって、質疑質問1日目の6月18日(金)に係るものについては、一問一答式の場合は6月15日(火)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、6月16日(水)の正午まで、質疑質問2日目の6月21日(月)に係るものについては一問一答式の場合は6月16日(水)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、6月17日(木)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、6月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

去る5月28日にまん延防止等重点措置が6月20日まで延長され、議事堂のあるさいたま市は、同措置の対象地域となっている。去る5月31日招集の臨時会の対応に、一般質問に係る部分を付け加えた委員長案を作成したので、お手元の資料2を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

主な点を説明する。本会議においては、感染リスクを軽減するため、おおむね3分の1の議員に第4委員会室に移っていただき、そちらで審議に御参加いただくことを考えている。

一問一答式の一般質問の際に使用される質問者席についても、演壇等と同様、マスクの着脱を可能とする。なお、前方は十分に距離が保てることから、アクリル板の設置はしないが、念のため、一問一答式の質疑・質問が行われる際には、速記者席を演壇前から事務局後方に移動する。

次に、「2 本会議における対応」の(1)議員の出席についてだが、資料2の2枚目を御覧願う。議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。本会議が開かれるたび、Aの議員から順に第4委員会室に移っていただき、休憩又は散会ごとにB、Cと交代していく案である。なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。議員の出席制限の例外として、採決等を行う際は、全議員が議場の議席で審議することを考えている。また、質疑・質問や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項については、議長が判断することとする。あわせて、執行部にも必要最小限の出席者とするよう要請することを考えている。私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案のとおり決定した。各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願う。

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料3「本会議のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、6月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様に、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間以内の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。続いて、お手元の資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「6月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、7月18日（日）に放送したいと考えている。

次に、2の「常任委員会だより」である。各常任委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、9月12日（日）及び19日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

6 一般質問における一問一答式の答弁者の待機席の設置についてだが、お手元の資料5を御覧願う。前2月定例会から導入した一問一答式においてであるが、議会運営の効率化を図るため、再質問又は同一の答弁者への質問が続く場合に、演壇付近に答弁者の待機席を設置し、自席との移動回数を減らす。主な点を説明する。知事については、従来どおり、自席から演壇に移動し、答弁することとする。待機席に着席する答弁者は、知事を除く答弁者とする。①自席から演壇へ移動し、答弁する。②答弁後、答弁者は自席に戻らず、待機席へ着席する。③質問者は、答弁者が待機席に着席したことを確認後、質問を続ける。④質問者の発言が再質問の場合、又は次の質問項目の答弁者も同一である場合、答弁者は待機席で待機し、演壇へ移動して答弁する。⑤次の質問項目の答弁者が違う場合、答弁者は次の質問項目へ移ったことを確認し、自席へ戻る。この案のとおり実施することによいか。

[了 承]

委員長

7 ペーパーレス会議システムの導入についてだが、参考に配布した資料のとおり、昨年12月定例会の本委員会で報告した「議会改革の基本方針」に基づき、令和3年9月定例会から試行導入する。については、試行に先立ち、お手元の資料6のとおり、システムの研修会を開催する。なお、操作研修という都合上、議員を30人程度で区分し、3日間に分けて実施する。については、案のとおり、実施したいと考えているが、よいか。

[了 承]

委員長

なお、この研修会の開催については、本日付けで各議員に通知するので、御了承願う。

[了 承]

委員長

また、今後の本委員会で、ペーパーレス会議システムの導入に係る利用基準の策定や通信機器の持込み等に係る申合せについて協議していく。

田村委員

急きよではあるが、この場をお借りして、私の方から意見書1件について御提案させていただきたい。

皆様、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方自治体が必要とする感染症対策、雇用・経済対策に一定程度取り組むことを可能とした。また、今年度においても、地方自治体が感染症対策の強化等を実施するための新たな特別枠として、事業者支援交付金分5,000億円が措置されており、そのうち3,000億円は既に地方に配分され活用されている。しかしながら、残りの2,000億円については緊急事態宣言終了後の対応のため留保されており、地方自治体の財源不足が深刻化している。我が会派としては、本県議会として、国に対し、事業者支援交付金分として措置された5,000億円のうち、国が留保している2,000億円をできるだけ速やかに地方に交付するよう強く求める必要があると考えている。

そこで、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方への速やかな交付を求める意見書」を国に提出することについて、御配慮願いたいと考えている。通常の見解書提出手続を逸脱しているが、今月20日にまん延防止等重点措置が終了するため、時期を逸してはならない対応が必要である。各会派におかれても、御理解をいただくようお願いする。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、本件については、開会日6月14日（月）の朝、本委員会において、案文、提案者等を確認の上、同日の本会議に上程することはいかがか。

< 了 承 >

委員長

8 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、6月定例会開会日・6月14日（月）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >